

後期高齢者医療制度で負担増と差別医療が... 羽村市として高齢者の負担軽減の努力を

自公政権が強行した医療改悪法により、来年4月、「後期高齢者医療制度」が導入されようとしています。75歳以上の人を「後期高齢者」と呼んで他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪です。

この内容が明らかになるにつれ、国民の強い批判の声がおこり、政府は一部「凍結」を言い出さざるを得なくなっています。しかし、政府・与党の方針は、対象となっている高齢者の一部の人の負担増を、ほんの少し延期するだけで、「凍結」とは名ばかりのごまかしにすぎません。制度の根本的欠陥は明らかであり、日本共産党は、小手先のごまかしでなく、制度の実施そのものを中止すべきと訴えています。

12月7日、羽村市議会定例会の一般質問で中原雅之議員は党の立場を明らかにしながら、高齢者の負担を軽くするために、市としての努力を求めました。

中原 11月20日に、東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が可決され、75歳以上の高齢者の保険料が決定された。対象となる高齢者はこれまでに比べて、どのくらいの負担増になるか。

市長 国民健康保険税と後期高齢者医療制度の保険料は賦課方式が異なるため、単純に比較はできないが、いくつかモデルケースを設定して説明する。(右表)

中原 高齢者の負担増を避けるため、市として努力すべきではないか。

市長 保険料を軽減するため、2年間に限り、区市町村の一般財源から補てんする特別対策を講じることにした。それでも、従来の国民健康保険税の水準と比べた場合、まだ高い状況にあることから、広域連合では、さらに低所得者への対策が必要としている。しかし、区市町村ではこれ以上の財政支出は困難なことから、現在、その財政負担を東京都に求めており、更なる低所得者対策については、東京都からの回答結果を踏まえて対応することを広域連合で決定している。

中原 75歳以上の高齢者にたいし、一人年1万円の「生活支援手当」を支給してはどうか。

市長 区市町村の一般財源投入による特別対策を講じていることから、市独自で「生活支援手当」を支給する考えはない。

中原 75歳以上の高齢者の基本健康診査はこれまでどおり、無料で行うようすべきではないか。

市長 市としては、基本健康診査から円滑に移行できるよう、医療機関の窓口で自己負担がかからない方向で検討していきたいと考えている。

中原 これまで国保事業で5万円の葬祭費を出していたが、後期高齢者にこれまでどおり出すべきではないか。

部長 ほとんどの区市町村がやるということなので、市としてもやる方向で検討している。

保険料がこんなに増える！

(住宅他資産の有無により変わります)

	羽村市国保税	後期高齢者医療保険料	差 額
単身者 公的年金収入：79万円	9,600円	11,300円	1,700円
単身者 公的年金収入：208万円	51,700円	73,800円	22,100円
自営業者(国保)の子と同居、 子の所得：290万円 親の基礎年金：79万円	175,700円	190,500円 子の国保税と合算	14,800円
夫婦2人世帯ともに75歳以上 夫の公的年金収入：250万円 妻の公的年金収入：200万円	119,200円	170,000円 夫婦2人の合算	58,000円